

船橋市スクールガード・リーダー事業実施要綱

船橋市スクールガード・リーダー事業実施要綱（平成19年船橋市教育委員会要綱）の全部を改正する。

（目的）

第1条 学校・家庭・地域の連携による地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業としてスクールガード・リーダーを配置し、船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下これらを「学校」という。）並びに学校の防犯活動に関わる保護者及び地域住民に対して、より効果的な防犯活動を行うための指導、援助、評価等を専門家の立場で行うことにより、子供たちが一層安全で安心して生活することができる環境づくりに寄与することを目的とする。

（組織）

第2条 スクールガード・リーダーは、教職員OB、警察OB、警備会社OB、防犯協会OB、その他ボランティア等で組織する。

（委嘱等）

第3条 スクールガード・リーダーは、その目的を達成するため必要な専門的知識及び経験を有すると認められる者の中から船橋市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

2 スクールガード・リーダーの委嘱期間は、委嘱をした年の4月1日から翌年の3月31日までとし、年度の途中で委嘱を行う場合は、委嘱した日から次の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 教育長は、スクールガード・リーダーが次の各号のいずれかに該当するときは、任期満了前にスクールガード・リーダーを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障等により職務の遂行が困難と認められるとき。
- (2) スクールガード・リーダーとしての適性に欠くと認められたとき。

（活動内容等）

第4条 スクールガード・リーダーは、学校及びその通学区域を定期的に巡回し、スクールガード及び学校の防犯活動に携わる者に対する指導、地域の危険箇所のパトロール等を行う。

2 スクールガード・リーダーは、1人につき10校以内の学校を担当するものとする。

3 スクールガード・リーダーは、毎月市が開催する研修会（以下「スクールガード・リ

ーダー研修会」という。)、小学校が開催するスクールガード連絡調整会議(以下「スクールガード連絡調整会議」という。)、その他研修会等児童生徒の防犯に資する研修会、会議等に参加するものとする。

4 スクールガード・リーダーは、その目的を達成するため、担当する学校との協議の上、当該学校の実情に応じた活動をしなければならない。

(活動時間)

第5条 活動時間は、児童生徒の登校及び下校の時間帯とする。ただし、スクールガード・リーダー研修会、スクールガード連絡調整会議、その他研修会等に参加する場合は、この限りでない。

2 学校における活動時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を基本とする。

- (1) 小学校 1校当たり80時間
- (2) 中学校 1校当たり30時間
- (3) 特別支援学校 50時間

(報償費)

第6条 報償費の額は、1時間につき1,000円とし、活動場所までの移動に要する時間を含むものとする。

(服装等)

第7条 活動中(スクールガード・リーダー研修会を除く。)は、身分証明書(別記様式)を携帯し、教育長が指定する腕章、帽子及びベストを着用しなければならない。

(守秘義務)

第8条 スクールガード・リーダーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 スクールガード・リーダーの庶務は、学校教育部保健体育課児童・生徒防犯安全対策室において、処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

(表)

<p>身分証明書</p> <p>氏名</p> <p>上記の者は、船橋市スクールガード・リーダーであることを証明する。</p> <p>年 月 日発行</p> <p>船橋市教育委員会教育長</p>
--

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証はスクールガード・リーダーに関する活動を行う場合には必ず携帯しなければならない。2 本証は関係人の請求があったときはいつでもこれを呈示しなければならない。3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 本証の有効期限は 年 月 日とする。
--